

## 市町村 DX 推進アドバイザー業務 に係る企画提案公募要領

大阪府では、市町村が抱える自治体 DX 分野の課題に対し、先端技術を積極的に活用して、住民の QoL（生活の質）の向上及び市町村職員の負担軽減を図ることを目的に「市町村 DX 推進アドバイザー業務」を実施します。

この事業については、民間事業者等の知識やノウハウ等を活用し、より効果的・効率的に実施するため、企画提案公募により受託事業者を募集します。

本事業は、「令和 4 年 2 月定例府議会大阪府一般会計予算」の成立を前提に事業化される停止条件付の事業です。予算が成立しない場合には、提案を公募したに留まり、効力は発生しません。

### 1 業務名

市町村 DX 推進アドバイザー業務

#### (1) 事業の趣旨・目的

別紙「仕様書」のとおり

#### (2) 事業概要

別紙「仕様書」のとおり

#### (3) 委託上限額

10,000,000 円（消費税及び地方消費税を含む）

### 2 スケジュール

令和 4 年 2 月 28 日（月）	公募開始
令和 4 年 3 月 22 日（火）	質問受付締切
令和 4 年 3 月 31 日（木）	提案書類提出締切
令和 4 年 4 月 15 日（予定）	選定委員会
令和 4 年 4 月下旬頃	契約締結
令和 4 年 4 月下旬頃	事業開始
令和 5 年 3 月 31 日（金）	事業終了

### 3 公募参加資格

次に掲げる要件をすべて満たす者又は複数の者による共同企業体（以下「共同企業体」という。）であること。

なお、共同企業体で参加する者にあつては、構成員全員が該当すること。

#### (1) 次のアからクまでのいずれにも該当しない者であること。

ア 成年被後見人

イ 民法の一部を改正する法律（平成 11 年法律第 149 号）附則第 3 条第 3 項の規定によりなお従前の例によることとされる同法による改正前の民法（明治 29 年法律第 89 号）第 11 条に規定する準

#### 禁治産者

- ウ 被保佐人であって契約締結のために必要な同意を得ていないもの
  - エ 民法第 17 条第 1 項の規定による契約締結に関する同意権付与の審判を受けた被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ていないもの
  - オ 営業の許可を受けていない未成年者であって、契約締結のために必要な同意を得ていないもの
  - カ 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
  - キ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 32 条第 1 項各号に掲げる者
  - ク 地方自治法施行令第 167 条の 4 第 2 項各号のいずれかに該当すると認められる者（同項各号のいずれかに該当すると認められることにより、大阪府入札参加停止要綱に基づく入札参加停止の措置を受け、その措置期間を経過した者を除く。）又はその者を代理人、支配人その他の使用人若しくは入札代理人として使用する者
- (2) 民事再生法（平成11年法律第225号）第21条第 1 項又は第 2 項の規定による再生手続開始の申立てをしている者又は申立てをなされている者（同法第33条第 1 項の再生手続開始の決定を受け、かつ、大阪府入札参加資格審査要綱に基づく物品・委託役務関係競争入札参加資格の再認定がなされた者を除く。）、会社更生法（平成14年法律第154号）第17条第 1 項又は第 2 項の規定による更生手続開始の申立てをしている者又は申立てをなされている者（同法第41条第 1 項の更生手続開始の決定を受け、かつ、同要綱に基づく物品・委託役務関係競争入札参加資格の再認定がなされた者を除く。）、金融機関から取引の停止を受けている者その他の経営状態が著しく不健全であると認められる者でないこと。
- (3) 府の区域内に事業所を有する者にあつては、府税に係る徴収金を完納していること。
  - (4) 府の区域内に事業所を有しない者にあつては、主たる事務所の所在地の都道府県における最近 1 事業年度の都道府県税に係る徴収金を完納していること。
  - (5) 消費税及び地方消費税を完納していること。
  - (6) 大阪府入札参加停止要綱に基づく入札参加停止措置を受けている者又は同要綱別表各号に掲げる措置要件に該当する者でないこと。
  - (7) 次のアからウのいずれにも該当しない者であること。
    - ア 大阪府暴力団排除条例に基づく公共工事等からの暴力団の排除に係る措置に関する規則（令和 2 年大阪府規則第 61 号。以下「暴力団排除措置規則」という。）第 3 条第 1 項に規定する入札参加除外者（以下「入札参加除外者」という。）
    - イ 暴力団排除措置規則第 9 条第 1 項に規定する誓約書違反者（以下「誓約書違反者」という。）
    - ウ 暴力団排除措置規則第 3 条第 1 項各号のいずれかに該当すると認められる者
- (8) 府を当事者の一方とする契約（府以外の者のする工事の完成若しくは作業その他の役務の給付又は物件の納入に対し府が対価の支払をすべきものに限る。以下同じ。）に関し、入札談合等（入札談合等関与行為の排除及び防止並びに職員による入札等の公正を害すべき行為の処罰に関する法律（平成14年法律第101号）第 2 条第 4 項に規定する入札談合等をいう。以下同じ。）を行ったことにより損害賠償の請求を受けている者でないこと。

#### 4 応募の手続き

本事業の提案に参加を希望する者の受付手続等は、以下のとおりです。

「3 公募参加資格」を確認の上、必要な書類を受付期間内に提出してください。

(1) 公募要領の配布及び応募書類の受付

ア 配布方法

地域戦略推進課ホームページからダウンロードできます。

([https://www.pref.osaka.lg.jp/chiiiki\\_senryaku/adviser2/index.html](https://www.pref.osaka.lg.jp/chiiiki_senryaku/adviser2/index.html))

※郵送による配付は行いません。

イ 配付期間

令和4年2月28日(月)から令和4年3月31日(木)まで

ウ 受付期間

令和4年3月24日(木)から令和4年3月31日(木)まで

※令和4年3月31日(木)必着

エ 提出方法

書類は必ず下記送付先に郵送してください。(持参による提出は認めません。)

○送付先

〒559-8555 大阪市住之江区南港北1丁目14-16 大阪府咲洲庁舎34階  
大阪府スマートシティ戦略部戦略推進室地域戦略推進課市町村DXグループ

オ 費用負担

応募に要する経費は、すべて応募者の負担とします。

(2) 応募書類

応募書類は、別添「仕様書」を確認したうえで作成し、以下の応募書類アからコの全てをとじた正本1部、応募書類イ及びウのみをとじた副本5部、応募書類アからウまでを記録した電子媒体(CD-R等)2枚を提出してください。

審査の際の匿名性を担保するため、応募書類イの企画提案書の記載にあたっては、様式2の「応募事業者名」欄以外に企業名や企業ロゴ等、提案者を特定できる文言を使用することを禁じます。

ア 応募申込書(様式1:1部)

イ 企画提案書(様式2:1部、副本5部)

ウ 応募金額提案書(様式3:1部、副本5部)

エ 共同企業体で参加の場合

① 共同企業体届出書(様式4:1部)

② 共同企業体協定書(写し)(様式5:1部)

③ 委任状(様式6:1部)

④ 使用印鑑届(様式7:1部)

オ 誓約書(参加資格関係)(様式8:1部)

カ 定款又は寄付行為の写し(1部)(原本証明してください。)

キ ① 法人登記簿謄本(1部)

・ 法人の場合に提出してください。

・ 発行日から3カ月以内のもの

- ク 納税証明書（各1部）（未納がないことの証明：発行日から3カ月以内のもの）
- ①大阪府の府税事務所が発行する府税（全税目）の納税証明書
    - ・大阪府内に事業所がない方は、本店を管轄する都道府県税事務所が発行するものに代えます。
  - ②税務署が発行する消費税及び地方消費税の納税証明書
- ケ 財務諸表の写し（1部：最近1カ年のもの、半期決算の場合は2期分）
- ①貸借対照表
  - ②損益計算書
  - ③株主資本等変動計算書
- コ 障害者雇用状況報告書の写し（1部）
- ・「障害者の雇用の促進等に関する法律」により事業主（常時雇用労働者数が43.5人以上）に義務化されている「障害者雇用状況報告書（様式第6号）」の写し
  - ・本店所在地管轄の公共職業安定所に提出済で受付印のあるもの（インターネットによる報告をした場合は、受付印は不要ですが、到達を確認できる書類を併せて提出して下さい。）
  - ・報告義務のある方のみ提出してください。
- (3) 応募書類の返却
- 応募書類は理由の如何を問わず、返却しませんのでご了解ください。
- なお、応募書類は本件に係る事業者選定の審査目的のみに使用し、他の目的には使用しません。
- (4) 応募書類の不備
- 応募書類に不備があった場合には、審査の対象とならないことがあります。
- (5) その他
- ア 応募は1者1提案とします（共同企業体構成員として参加する場合を含む）。
- イ 応募書類はモノクロ（白黒）、カラーのどちらでも可とします。
- ウ 応募書類は原則両面印刷とし、ページ番号を付番するなど審査のしやすい構成として下さい。
- エ 応募書類の提出に際しては、正本、副本それぞれA4ファイルに綴って提出して下さい。
- 応募書類は電子媒体（CD-R等）での提出もお願いします。
- オ 正本の表紙及び背表紙には提案事業タイトルと提案団体名を記入して下さい。
- ※副本は不要
- <記入例>「市町村DX推進アドバイザー業務」提案書
- 株式会社〇〇（法人名）
- カ 書類提出後の差し替えは認めません（大阪府が補正等を求める場合を除く）。
- キ 提出書類に虚偽の記載をした者は本件への参加資格を失うものとします。

## 5 質問の受付

### (1) 受付期間

公募開始日から令和4年3月22日（火）午後5時まで

### (2) 提出方法

電子メール（アドレス：digital-shichoson@gbox.pref.osaka.lg.jp）で受け付けます。

ア 電子メール送信後、必ず電話で着信の確認をお願いします。

（土曜日、日曜日及び祝日を除く。午前 10 時から午後 5 時まで）

イ 質問への回答は地域戦略推進課ホームページに掲載し、個別には回答しません。

([https://www.pref.osaka.lg.jp/chii\\_ki\\_senryaku/adviser2/index.html](https://www.pref.osaka.lg.jp/chii_ki_senryaku/adviser2/index.html))

## 6 審査の方法

### (1) 審査方法

ア (2)の審査基準に基づき、外部委員で構成する選定委員会による審査を行い、最優秀提案者（及び次点者）を決定します。ただし、最高点の者が複数者いる場合は、提案金額の安価な者を最優秀提案事業者とします。

イ 審査は、書類審査及びプレゼンテーション審査にて行います。

ウ プレゼンテーション審査では、企画提案書に基づき、特に重視する点や強調する点についてメインアドバイザーが説明を行ってください。

エ プレゼンテーション審査は令和 4 年 4 月 15 日（金）を予定していますが、日程は変更になる可能性があります。確定した日程、時間及び場所（開催方法）は、事前に通知を行います。

オ プレゼンテーション審査の時間は 25 分（準備時間を除く）とします。

カ 最優秀提案者の評価点が、審査の結果、110 点満点中 65 点以下の場合は採択しません。  
なお、審査内容に係る質問や異議は一切受け付けません。

キ 最優秀提案者は特別の理由がないかぎり、契約交渉の相手方に決定します。

### (2) 審査基準

審査項目	審査内容	配点
ア. 基本的な考え方・推進体制	・本事業の趣旨を理解し、事業目的及び内容、政府の動向に関する知識が十分にあるか。 ・プロジェクト管理者及びメインアドバイザーを中心に、ICTの専門的な知見・ノウハウを有している人材や市町村事務を理解している人材を本事業に参画するなど、業務の推進体制が十分なものであるか。 ※プロジェクト管理者及びメインアドバイザーについては、自治体 ICT 関連の業務実績や得意分野を明らかにすること。	15 点
イ. 市町村の DX 推進支援	・「自治体 DX 推進計画」「自治体 DX 推進手順書」を十分に理解し、特に重視項目に対し、市町村の DX が効果的に推進できるような工夫が具体的に提案されているか。 ・ヒアリングの対象数は 15 市町村を上回るか。 ※関連する業務実績、本業務上で連携可能な政府機関や自治体名もリスト形式で提案すること。	35 点
ウ. 情報システムの共同化支援	・複数自治体によるシステム共同化（共同調達）にあたり、仕様書で示す【支援策の一例】を参考に、新規案件の共同調達に向けた準備が円滑に進むよう充実した支援策が提案されているか。	15 点
エ. 府内市町村の	・府内市町村の自治体 DX 推進状況を分析し、デジタル化の傾	

自治体 DX 推進状況に関する分析	向、市町村の共通課題とその対応策などが分かる形の提案であるか。	10 点
オ. 市町村への日常業務支援	・相談会の方策（実施手法、テーマ、内容、講師等）について、市町村のデジタル化推進や市町村職員の ICT リテラシー向上に十分な効果が得られるような具体的な提案であるか。 ・提案された得意分野が市町村の課題解決に有効なものか。	20 点
カ. 障がい者雇用	・常用労働者 43.5 人以上の場合、法定雇用障がい者数を超える障がい者を雇用しているかどうか。または、常用労働者 43.5 人未満の場合、1 人以上障がい者を雇用しているかどうか。	5 点
価格点	価格点の算定式（例） 満点（10 点）× 提案価格のうち最低価格 / 自社の提案価格	10 点
合 計		110 点

### (3) 審査結果

ア 契約交渉の相手方が決定した後、審査結果は採択に関わらず、応募いただいた全応募者に通知します。

イ 選定過程の透明性を確保する観点から、以下の項目を地域戦略推進課ホームページにおいて公表します。（[https://www.pref.osaka.lg.jp/chiki\\_senryaku/adviser2/index.html](https://www.pref.osaka.lg.jp/chiki_senryaku/adviser2/index.html)）  
応募者が 2 者であった場合の次点者の得点は公表しません。

- ① 最優秀提案事業者及び契約交渉の相手方と評価点  
\* 品質点・価格点を配点した場合の価格点・提案金額
- ② 全提案事業者の名称 \* 申込順
- ③ 全提案事業者の評価点 \* 得点順 内容は①に同じ
- ④ 最優秀提案事業者の選定理由 \* 講評ポイント
- ⑤ 選定委員会委員の氏名及び選任理由
- ⑥ その他（最優秀提案事業者と契約交渉の相手方が異なる場合は、その理由）

### (4) 審査対象からの除外（失格事由）

次のいずれかに該当した場合は、提案審査の対象から除外するとともに、別途、入札に準じて入札参加停止等の措置を講じることとします。

- ア 選定委員に対して、直接、間接を問わず、故意に接触を求めること。
- イ 他の応募提案者と応募提案の内容又はその意思について相談を行うこと。
- ウ 事業者選定終了までの間に、他の応募提案者に対して応募提案の内容を意図的に開示すること。
- エ 応募提案書類に虚偽の記載を行うこと。
- オ 特定の有償システムやツールの導入を前提とした提案を行うこと。
- カ その他選定結果に影響を及ぼすおそれのある不正行為を行うこと。

## 7 契約手続きについて

- (1) 契約交渉の相手方に選定された者と大阪府との間で協議を行い、契約を締結します。

- (2) 契約金額の支払いについては、精算払いとします。
- (3) 契約に際して、暴力団排除措置規則第8条第1項に規定する誓約書（様式9）を提出いただきます。誓約書を提出しないときは、大阪府は契約を締結しません。
- (4) 契約交渉の相手方が、契約交渉の相手方として決定した日から契約締結の日までの間において、暴力団排除措置規則第3条第1項に規定する入札参加除外者、同規則第9条第1項に規定する誓約書違反者又は同規則第3条第1項各号のいずれかに該当したと認められるときは、契約を締結しません。
- (5) 契約交渉の相手方が、契約交渉の相手方として決定した日から契約締結の日までの間において、次のア又はイのいずれかに該当したときは、契約を締結しないことがある。
- ア 大阪府入札参加停止要綱に基づく入札参加停止の措置を受けている者又は同要綱別表各号に掲げる措置要件に該当する者
- イ 府を当事者の一方とする契約に関し、入札談合等を行ったことにより損害賠償の請求を受けた者
- (6) 契約相手方は、この契約の締結と同時に、契約金額の100分の5以上の額の契約保証金を納付しなければならない。
- ただし、契約保証金の納付は、次に掲げる担保の提供をもって代えることができる。
- ア 国債又は地方債。この場合において、提供される担保の価値は額面金額又は登録金額による。
- イ 政府の保証のある債券又は銀行、株式会社商工組合中央金庫、農林中央金庫若しくは全国を地区とする信用金庫連合会の発行する債券。この場合において、提供される担保の価値は額面金額又は登録金額（発行価格が額面金額又は登録金額と異なるときは、発行価格）の8割に相当する金額による。
- ウ 銀行又は大阪府が確実と認める金融機関（出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律（昭和29年法律第195号）第3条に規定する金融機関（銀行を除く。）をいう。以下この項において同じ。）が振り出し、又は支払保証をした小切手。この場合において、提供される担保の価値は小切手金額による。
- エ 銀行又は大阪府が確実と認める金融機関が引き受け、又は保証若しくは裏書をした手形。この場合において、提供される担保の価値は手形金額による。
- オ 銀行又は大阪府が確実と認める金融機関に対する定期預金債権。この場合において、提供される担保の価値は当該債権の証書に記載された債権金額による。
- カ 銀行又は大阪府が確実と認める金融機関の保証。この場合において、提供される担保の価値は保証書に記載された保証金額による。
- (7) (6)の規定にかかわらず、次のいずれかに該当するときは、契約保証金の全部又は一部を免除する。
- ア この契約による債務の不履行により生ずる損害をてん補する履行保証保険契約（保険金額は、契約金額の100分の5以上）を締結したとき。この場合においては、契約相手方は履行保証保険契約の締結後、直ちにその保険証券を大阪府に寄託しなければならない。
- イ 大阪府財務規則（昭和55年大阪府規則第48号）第68条第3号に該当する場合における契約相手方からの契約保証金免除申請書の提出（国、地方公共団体、独立行政法人通則法第二条第一項に規定する独立行政法人、国立大学法人法第二条第一項に規定する国立大学法人、地方独立行政法人法第二条第一項に規定する地方独立行政法人又は沖縄振興開発金融公庫と同種類及び同規模（当該契約金額の7割以上）の契約履行実績が過去2年間で2件以上ある場合で、かつ、不履行がないと認めるとき）。本規定により契約保証金免除申請をおこなう場

- 合は、事業実績申告書（様式 10）を提出いただきます。  
ウ 大阪府財務規則第 68 条第 6 号に該当する場合。

## 8 その他

応募提案にあたっては、大阪府公募型プロポーザル方式実施基準、公募型プロポーザル方式応募提案・見積心得、公募要領、仕様書等を熟読し遵守して下さい。

### ○本事業に関する問い合わせ先

〒559-8555 大阪市住之江区南港北 1 丁目 1 4 - 1 6 大阪府咲洲庁舎 3 4 階  
大阪府スマートシティ戦略部戦略推進室地域戦略推進課市町村 DX グループ  
電話番号 06-6210-9097